

## 武蔵野学院大学障害学生支援に関する指針

学生部学生相談

本指針は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の公布について」(通知)(平成 25 年 6 月 28 日)と「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」(平成 25 年 11 月 9 日)を受け、武蔵野学院大学における障害のあるすべての学生に関わる支援について定めるものとする。

ここで述べる障害のある学生とは、「障害のある学生の修学支援に関する検討会」(平成 24 年 6 月 6 日)に基づき、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生とする。

1. 武蔵野学院大学が掲げる「他者理解(Understanding others)」の「他者」の教育理念は、自己以外のすべての他者である。本学では国境・文化・年齢・立場などを越えた先にいるすべての人のことを指して、“others”と言う。すなわち、“Understanding others”という言葉には、世界中のあらゆる人に共感し、心を支えてあげられる人材を教育したい、という理想が込められている。本学は、この理念に照らし、障害のある学生に対しても開かれた大学を目指す。
2. 本学は、障害のある学生の学びへの機会の確保に努め、他の学生と同等の教育を受ける権利を実現できるよう支援を行うことを目指す。
3. 本学は、さまざまな学生や教職員等とのかかわりから共に学び、社会で自立して生きていく人材へと成長できるよう支援する。
4. 支援内容の判断は、障害者基本法に定める「合理的配慮」並びに文部科学省の「障害のある学生の修学支援に関する検討会」報告(第一次まとめ)、日本学生支援機構の「教職員のための障害学生修学支援ガイド(平成 26 年度改訂版)」が定める基準取扱いを参考とする。

5. 成績評価については、「ダブル・スタンダード」は設けない。その他、具体的な支援内容は、原則として受験時、入学時、学年変更時の面談の際、学生部学生相談と本人が、十分な合意形成・共通理解を図られたもののみを、大学から提供するものとする。
6. 障害の有無に限らず、学生がキャンパスで学び合える施設・設備環境を目指す。
7. 学内教職員に対する配慮事項の徹底に努め、障害のある学生に対して開かれた学生を目指す。
8. この指針の改定は、学生部学生相談会議により行う。

## 武蔵野短期大学障害学生支援に関する指針

学生部学生相談

本指針は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の公布について」(通知)(平成 25 年 6 月 28 日)と「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」(平成 25 年 11 月 9 日)を受け、武蔵野短期大学における障害のあるすべての学生に関わる支援について定めるものとする。

ここで述べる障害のある学生とは、「障害のある学生の修学支援に関する検討会」(平成 24 年6月6日)に基づき、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生とする。

1. 武蔵野短期大学が掲げる教育理念にある「すべてを子供のために」の下、「広い視野に立ち、自己の人生に深く思いを巡らし、人間として真に自覚のある女性の育成」を方針としている。本学は、この理念に照らし、障害のある人に対しても開かれた大学を目指す。
2. 本学は、障害のある学生の学びへの機会の確保に努め、他の学生と同等の教育を受ける権利を実現できるよう支援を行うことを目指す。
3. 本学は、さまざまな学生や教職員等とのかかわりから共に学び、社会で自立して生きていける人材へと成長できるよう支援する。
4. 支援内容の判断は、障害者基本法に定める「合理的配慮」並びに文部科学省の「障害のある学生の修学支援に関する検討会」報告(第一次まとめ)、日本学生支援機構の「教職員のための障害学生修学支援ガイド(平成 26 年度改訂版)」が定める基準取扱いを参考とする。
5. 成績評価については、「ダブル・スタンダード」は設けない。その他、具体的な支援内容は、原則として受験時、入学時、学年変更時の面談の際、学生部学生相談と本人が、十分な合意形成・共通理解を図られたもののみを、大学から提供するものとする。
6. 障害の有無に限らず、学生がキャンパスで学び合える施設・設備環境を目指す。

7. 学内教職員に対する配慮事項の徹底に努め、障害のある学生に対して開かれた学生を目指す。

8. この指針の改定は、学生部学生相談会議により行う。

- 障害のある学生の支援にあたり相談の基本的な考え方をまとめています。
- 平成 28 年 4 月から障害者差別解消法の合理的配慮規定等が施行されることも考慮した内容となっています。
- 実際の支援にあたっては、当該学生と話し合い、各部署や教職員間で調整を行なってください。

## 学生相談ハンドブック 教職員用

武蔵野学院大学・武蔵野短期大学

学生部学生相談

---

## 目次

はじめに .....	2
学生相談室の機能 .....	3
全教職員がかかわる日常的学生相談 .....	4
合理的配慮とは.....	5
大学で支援を受けるためには.....	6
組織フローチャート .....	7
医療でいう「障害」について .....	8
おわりに.....	9
付録 .....	10

## はじめに

平成19年、日本は「障害者の権利に関する条約」に署名しました。それを受けて昭和45年法律第84号の「障害者基本法」を改正するなど国内法の整備を進めてきています。

平成25年「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(法律第65号)が制定されました。これは障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具現化する法律です。

その目的は、全ての国民が、生涯の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて障害者差別の解消を目指すことにあります。

さらに障害者差別解消法「基本法方針」(平成27年2月24日)が閣議決定されました。平成28年4月には「障害者差別解消法」の施行が予定されています。

それを受けて、文部科学省から「文部科学省所轄事業分野における障害を理由とする差別の解消に関する対応指針(案)、厚生労働省から「障害者差別解消福祉事業所向けガイドライン」～福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針～(案)が示され、通知されました。

そこで、両指針を踏まえて適切に対処するため「武蔵野学院大学障害学生支援に関する指針」と「武蔵野短期大学障害学生支援に関する指針」を定めました。

障害のある学生からのさまざまな相談は、必ずしも担当部署だけでなく、多くは障害のある学生の身近にいる教職員に対して行われることが多いと考えます。そのため本学の指針の共通理解と各部署間の調整などの必要性も考え、障害者差別の解消を推進するために活用されるようまとめました。今後、見直しの必要性も考えられますが、まずは本学の指針により適切な支援がなされるようご理解とご協力をお願いいたします。

武蔵野学院大学・武蔵野短期大学学生部学生相談  
齋藤英男

## 学生相談室の機能

### 組織

学生相談室は学生部における学生支援の中で相談業務をおこないます。学生部学生相談担当の教員 3 名(うち 2 名は臨床心理士資格保有者)と事務職員 1 名(保健室)という体制の下、相談業務を行っています。個別相談は 2%前後と漸増してきてはいますが、継続的な相談は少なく事務部署や教員との連携を中心とするコンサルテーション業務が主になります。一般に在籍総数の 10%程度は専門的援助が必要と考えられています。そのため、[本ハンドブックの周知及び活用により、学生相談室がより機能的に運営できることが望まれます。](#)

### 学生部学生相談担当者

---

○齋藤英男 教授	芳野道子 教授	成瀬雄一 講師	田村雅枝 養護教諭
	(臨床心理士)	(臨床心理士)	(保健室)

---

### 業務

学生相談室は何でも相談可能な「よろず相談ごと受けつけ☑」がスタンスです。カウンセリングをすることで狭く受け止められることもありますが、そうでもありません。ただ、本学の場合、教職員と学生の距離が近く、学生相談担当者よりも相談しながらガイダンスすることもあり、現状は教職員への相談が多いのが現状です。以下には、相談の主訴として考えられる一覧を載せます。下記の相談は学生相談室で解決が為されるわけではありません。もっとも大事なことは、[相談者と共に考えたことを、関係各署と連絡をとりながら、実行可能な手だてを共有することです。](#)

後述しますが、[平成 28 年 4 月から高等教育機関も含めて障害のある学生の合理的配慮がおこなわれます。その際、学生部学生相談が窓口になる予定です。](#)

### カウンセリング

[相談者と話し合いをする](#)

### コンサルテーション

[異なる専門家\(カウンセラーと教職員など\)と話し合いをする](#)

### アドバイス

[相談者や教職員に助言・指導する](#)

## 全教職員がかかわる日常的学生相談

### 学生相談の基本

- 相談は助言・指導する前におこなう
- 余裕をもって話を聞くことができるときに聞くようにする
- 時間は 30分程度にする  
(短いと十分な情報が集まりません。長いと教職員にも学生にも負担になります)
- 語彙に乏しい、表現力が拙いことは“そういうものだ”と割り切る
- 事情を聞くだけであり、そのことを許すことや認めることではない
- 一人で抱え込まない
- 服装や態度、顔色の変化や悪さ、極端なやせ方など外見からうかがえることも大事にする

### 助言・指導する前に

- 不安が強い場合は、本人にとっての不安にまじめに対応する時間を持ってください。
  - 暗く沈んでいる場合は、できるだけ短いかわりにしてください。
  - 興奮している場合は、場所を移してください。
- ※ 学生相談室は常に開錠されていますのでご利用ください。

### 学生部学生相談をするときは

学生部学生相談は学生相談室や保健室にて相談が受けられます。学生の場合は、学生相談担当者を訪ねてください。もしくは身近な教職員を仲介して頂いても構いません。学生は面談のときに不安になることが多いので、教職員が同伴して頂けると安心する場合があります。教職員の場合は、学生相談担当者を訪ねてください。内線等で連絡いただいても結構です。

#### 相談主訴一覧

経済	…	入学金、学費、奨学金、家庭の経済状況
修学	…	成績、出席状況、単位取得、履修状況、卒業、休学、退学
学生生活	…	課外活動、ボランティア、障害学生支援
人間関係	…	家族、友人、知人、異性
性格	…	心理、情緒、アイデンティティなど
ハラスメント	…	アカデミック・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント
メンタルヘルス	…	健康状態、障害、病気
その他	…	(デート) DV、ひきこもり、悪徳商法、 等

## 合理的配慮とは

あらゆる段階における障害者を包容する教育制度（インクルーシブ教育システム：inclusive education system）が平成28年4月から本格的に動き出し、障害を理由とする差別の禁止と社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならないこととなりました。この「障害のある学生」＝障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生であり、「支援活動の範囲」＝授業、課外授業、学校行事への参加等、教育に関する全ての事項と文部科学省は考えています。

※学内移動やフィールドワーク、教育実習等での移動については、課外授業や学校行事への参加に含めています。

※「支援活動の前提」＝体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものとしています。

提供する検討に値する合理的配慮の考え方（○…ありえる、×…ありえない）

- 修学機会の確保
- 教育の質を維持すること
- 障害のない学生と公平に判定すること
- 得られるサービスへの平等な参加を保障すること
- × 教育の本質や評価基準を変えること（成績評価のダブルスタンダードは設ける）
- × 教育計画の変更や調整
- 講義や演習などの正課教育、図書館や学生寮等の学生支援関係施設の利用
- 入学・卒業式やオリエンテーションなど教育活動の一環としての学校行事
- 就職指導・修学指導などの正課外教育の参加
- 学内移動やフィールドワーク、教育実習等における移動
- 入試・履修登録・試験・休講等の各種情報の入手・奨学金の申請など

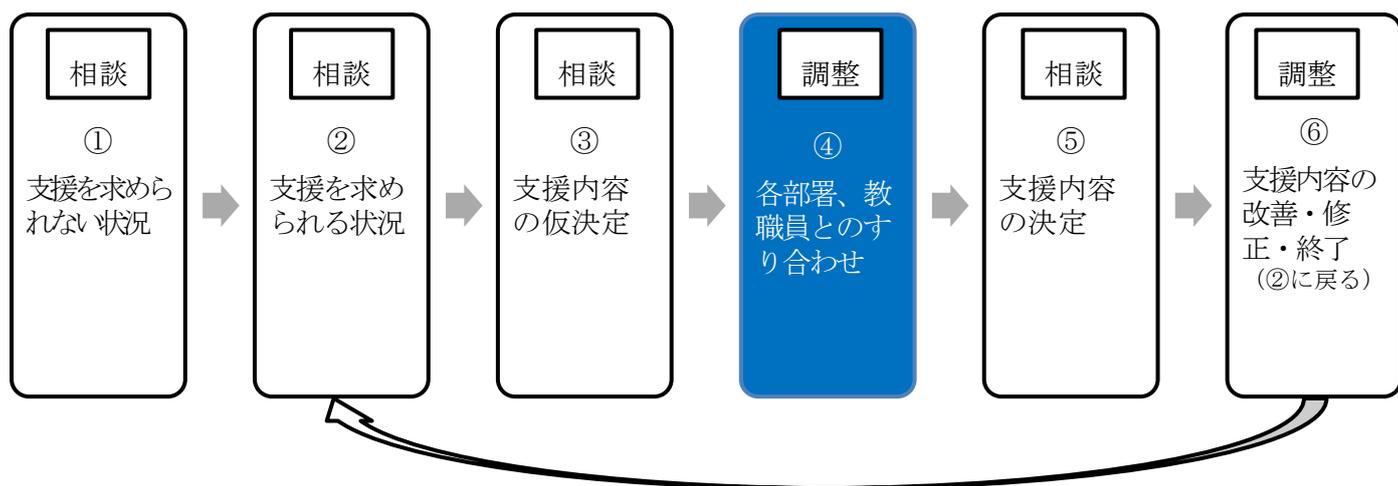
障害のある学生の自立につなげることが大切です。次第に自分で何とかできるようにしていくことが支援です。なんでもやってあげるのは、甘やかしであり過干渉になります。

## 大学で支援を受けるためには

障害のある学生の中には、他者理解と支援を求めるトレーニングを受けている場合があります。大学で学生が支援を受けるためには、学生自身が自分の困難が障害に起因していることを知らなければ、周囲の人に説明し、支援を求めることはできません。他者理解を進めると同時に、自分の苦手なことへの対処方法を意識化・言語化し、具体的に説明できることが前提となります。そのうえで、当該学生は学生部学生相談者と相談をくり返し、支援の内容をともに考えていきます。支援の内容は常に更新されるものであり、その都度、相談を繰り返す必要があります。基本的には恒常的な支援内容にしないことが肝要です。

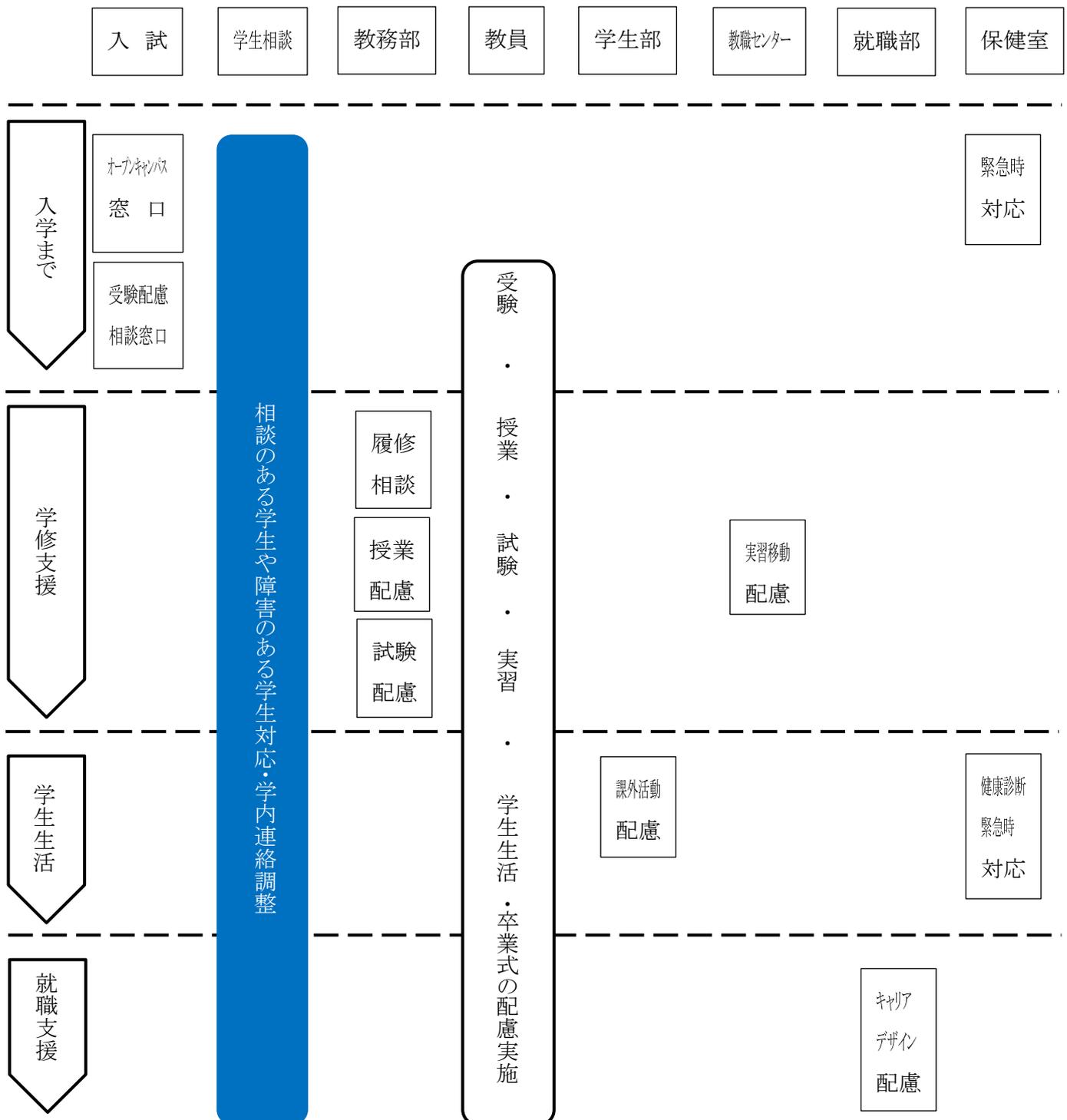
しかしながら、障害のある学生の中には、自覚なく困難を抱えている学生もいます。そのような場合は、説明することも支援を求めることも儘なりません。上記のトレーニングを受けてきた学生と違い、学生部学生相談による専門的學生相談による面接をくり返し、支援が出来る前提を充たす必要があります。そうしないと、単なる甘やかしや学生の増長にもつながり、障害のある学生の自立につながらず、さらには他の学生への悪影響も考えられます。

支援内容が相談者と合意形成されても、それは仮決定です。各部署や教職員とのすり合わせにより、実行可能な支援でなければ、再度、相談者と話し合いをすすめます。



## 組織フローチャート

障害のある学生（受験希望者）がいた場合の各部署や教職員の動きを下記に示しました。



## 医療でいう「障害」について

今まで元気であった様子が急に変わったり、家にいることが多くなり大学に出向くことが難しくなったり、落ち着きがない、表情がないなど、学生の様子が依然と比較してどうもおかしいと思う場合、ほとんどは家庭や友人関係の変化かもしれませんが、その中に「障害」が隠れていることもあります。一過性の不安や動揺は少し違いますが、長期間続くようなら、相談いただき、医療による治療や専門家の対応が必要なことがあります。

学生と接している教職員から見て不穏な様子がありましたら、学生相談室の利用を検討してみてください。下記は DSM-5精神疾患の分類と診断の手引きにおける診断名の一部です。詳細については、日本学生支援機構障害学生支援情報をご参照下さい。

[http://www.jasso.go.jp/tokubetsu\\_shien/index.html](http://www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/index.html)

- 
- 自閉症スペクトラム症
  - 社会的（語用論的）コミュニケーション症
  - 注意欠如／多動症
  - 特異的学習症
  - 統合失調症スペクトラム障害
  - 双極性障害
  - うつ病
  - 社交不安症
  - パニック症
  - 強迫症
  - 心的外傷後ストレス障害
  - 不眠障害
  - 反抗挑発症
  - 素行症
  - パーソナリティ障害
-

## おわりに

平成 28 年 4 月より「障害者差別解消法」が施行されます。この法律の主旨および制定の経緯については、学生相談ハンドブック・教職員用の「はじめに」に織り込まれています。

本学においても、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(法律第 65 号)の主旨を踏まえ、障害のある学生の支援についての考え方や相談の手順を、教職員が周知することは、これからの学生との関わりにおいて、重要なことだと考えます。

このたび新たな法律施行を機会に、本書が 3 年の準備期間を経て発行されたことは、学生相談にとって、意義深い一歩だと思います。

障害のある学生への対応については、P 6 掲載「大学で支援を受けるためには」の内容の把握と、P 7 掲載「組織フローチャート」の流れに沿い、動きを確認することが大切です。

なかでも P 5 掲載「合理的配慮」は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」をより理解するための重要な考え方・概念です。とりわけ「機会の確保」については、障害を理由に修学の機会が確保できないことがないように、つまり学ぶことを断念せざるを得ない状況がないよう、この定義に基づき大学側において提供すべき配慮や支援についての方法を本書は示しています。さらに専門性が望まれる P 8 掲載「医療でいう障害について」における医療分野の支援が必要な事例の場合、学生部、学生相談室・保健室との連携と専門家の対応が望まれます。

本学「学生相談」の特徴は、全教職員が個々の学生の多岐にわたる相談を、組織の連携を活用しながら引き受け、支援をしている所に有ります。私達はこの意義のある取り組みを日々の教育活動の中で、本書を有効に活用しながら、学生、教職員ともに互いの人格と個性を尊重し合い、より豊かな学校生活と共生する社会の実現に向かって、歩みを進めていきたいと思えます。

武蔵野学院大学・武蔵野短期大学学生部学生相談  
芳野道子

## 付録

著者

---

齋藤 英男(武蔵野学院大学教授)

芳野 道子(武蔵野短期大学教授)

成瀬 雄一(武蔵野短期大学講師)

田村 雅枝(保健室 養護教諭)

学生相談ハンドブック 教職員用

武蔵野学院大学・武蔵野短期大学

---

発行日 2016年1月25日(2018年5月1日改訂)

発行所 武蔵野学院大学・武蔵野短期大学学生部学生相談

〒350-1328

埼玉県狭山市広瀬台3-26-1

TEL 04-2954-6131 FAX 04-2954-6134

HP <http://www.musashino.ac.jp/>

武蔵野学院大学・武蔵野短期大学  
学生部学生相談